

2

法改正の課題

ITの急速な発展に伴い、コンピュータプログラムのネットワーク上の流通や、ネットワークを利用した役務の提供など、新たな事業形態が出現している。こうした変化に即応し、知的財産権の適切な保護を図るため、新しい技術の創造を促進するとともに、電子商取引の活性化などを通じ、社会のIT化を促進する。

1 課題

インターネットの普及により、音楽のストリーミングサービス、オンラインバンキング等の各種サービスが増加し、また、インターネット上でも多数の企業・個人が役務取引契約を簡単に締結できるようになるなど、ネットワークを通じたサービスが多様化している。これらのネットワークを通じた新たなサービス提供に関し、商標の適切な保護が要請されている。

2 「使用」の定義

商標権の効力を定める、「使用」の定義規定について、現行では、商品の商標について商品が有体物である場合の流通を念頭に規定している。また、役務の商標については、役務が有体物を介して提供されることを念頭に置いた規定となっている。

第二条

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一、二 (略)
- 三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為
- 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為
- 五 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
- 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
- 七 (略)

3 見直しの視点

現行のサービスマークの使用規定がネットワークを通じた商品の流通や、役務の提供において使用される商標を十分保護しているかにつき検討し、必要に応じ、制度の整備を行う。